# 2024-2028

# みやま市 ワンヘルス 推進行動計画







#### はじめに

新型コロナウイルス感染症を含む人獣共通感染症は、私たちの生態や土地利用の変化、気候変動などによって、動物と人との関係が変化したために、元々野生動物が持っていた病原体が、様々なプロセスを経て人にも感染可能になったものであるとされています。

このような感染症を防ぐためには、ワンヘルスの取り組みが重要です。

ワンヘルス(One Health=ひとつの健康)とは、人と動物の健康、そして環境の健全性を一体として考え、守っていくために、みんなで一緒に考えて行動することです。

福岡県では、令和 2 年 12 月に全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定され、その基本方針を踏まえて、本市では、ワンヘルスの理念を広め、基盤整備等を進めるための指針となる「みやま市ワンヘルス推進行動計画」を策定しました。

この推進行動計画は、みやま市においてワンヘルスの実践を具体的に、わかりやすく進めるための施策や取組を体系的に整理したものです。

福岡県により建設されるワンヘルスセンターは全国初のワンヘルスの課題に対応する実践拠点ですので、交流人口や関係人口の増加が期待されています。ハードとソフト両面からの効果や変化に対応しながら、確実に計画に基づき様々な施策を推進していきます。

特にワンヘルス教育に注力し、ワンヘルスを通じて命の大切さや環境について 学ぶことで、みやま市の未来を担う人材を育てていきます。

また、自然の地の利を生かしたエネルギーの地産地消や資源循環の取組は、ワンヘルスの理念に通じるものであり、これまで以上に推進していく予定です。

市民、企業、行政が協働し、ワンヘルスの理念である人と動物の健康、環境の健全性の3つの健康が守られた、持続可能な「ワンヘルスのまち みやま」を目指してまいります。

結びに、本計画策定にあたりご尽力いただきました、策定委員会委員の皆様、委員推薦にご協力いただきました各団体の関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後もより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

みやま市長 松嶋 盛人

# 目次

第1章	計画策定にあたって
	1-1 ワンヘルスの理念・・・・・・・・2
	1-2 計画策定の目的と役割・・・・・・・4
	1-3 ワンヘルスセンターとは・・・・・・5
	1 - 4 市民の意識について・・・・・・・ 6
	1-5 計画の期間・・・・・・・・・・10
	1-6ワンヘルスとSDGs・・・・・・11
第2章	基本方針
713	2-1 計画のすがた・・・・・・・・・ 14
	2-2 施策の基本方針・・・・・・・・15
第3章	みやま市のワンヘルス具体的施策
わり早	3-1 健康と命を守る・・・・・・・・・19
	3-2 動物との共生・・・・・・・・・・21
	3-3 食育・地産地消・・・・・・・・・ 24
	3-4 環境保護・・・・・・・・・・・・・ 27
	3-4 原境休護・・・・・・・・・・・・・・ 27 3-5 みやま市の魅力向上・・・・・・・・・ 29
	3-6 ワンヘルス実践の基盤づくり・・・・・ 31
	3-7 ワンヘルス実践の基盤フ、ケ・・・・・・ 31
	3-7 プラバルスピンターの沿角・・・・・・・35
第4章	市民、事業者・団体、行政の役割と実践
	4-1 市民の役割・・・・・・・・・・ 38
	4-2 事業者・団体の役割・・・・・・・ 42
	4-3 行政の役割・・・・・・・・・・45
第5章	ワンヘルスの推進体制
タン 二	5-1 計画の推進体制・・・・・・・・・ 48
	5-2 計画の指標(数値目標)・・・・・・49
	3 2 引色V/沿版(数隐凸版/
資料編	1 みやま市ワンヘルスビジョンマップ・・・・ 51
	2 福岡県ワンヘルス推進基本条例・・・・・ 53
	3 策定委員名簿・・・・・・・・・・60
	4 策定委員会要綱・・・・・・・・・61
	5 ワンヘルス推進宣言・・・・・・・・63
	6 用語解説・・・・・・・・・・・ 64
	1

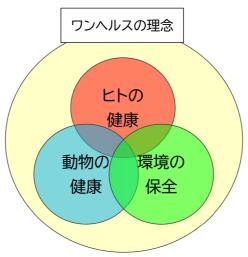
\*の付く用語は、資料編6用語解説に掲載しています。 なお、\*は最初の記載箇所にのみ表示しています。

# 第1章 計画策定に あたって

# 第1章 計画策定にあたって

# 1 ワンヘルスの理念

「ワンヘルスの理念」とは、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守る考え方です。



新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症\*は、森林開発等の自然破壊、地球温暖化により地球の生態系が変化し、人と野生動物の生存領域が近接したことで、野生動物が元々保有していた病原体が人へ感染するようになったと言われています。

その予防における考え方として、「ワンヘルスの理念」が世界中で広がりを見せており、2023(令和5)年5月に開催された G7広島サミットや関係閣僚会合でも、各国が協調してワンヘルスを推進していく方針が確認されました。

「ワンヘルスの理念」は、1993(平成5)年に開催された世界獣医師会世界大会で採択された「人と動物の共通感染症の防疫推進や人と動物の絆を確立するとともに平和な社会発展と環境保全に努める」という「ベルリン宣言」が端緒とされています。

そして、2004(平成16)年、アメリカ・ニューヨークのロックフェラー大学で開催された「"One World – One Health"」をテーマとするシンポジウム\*に集結した世界保健機関(WHO)や国際獣疫事務局(OIE)、国際連合食糧農業機関(FAO)など世界中の専門家が感染症リスクの抑制を図る戦略的枠組みとして提示した12の行動計画(マンハッタン原則)を経て、2012(平成24)年に世界獣医師会と世界医師会が「ワンヘルス推進の覚書」を調印したことで、ワンヘルスの取組は、医学と獣医学の垣根を越えて世界に広まることになりました。

我が国でも、公益社団法人日本医師会(以下、「日本医師会」という。)と公益社団

法人日本獣医師会(以下、「日本獣医師会」という。)が連携し、ワンヘルスの理念の 実践に向けた取組が進められてきました。

そして、2016(平成28)年11月に北九州市で、世界31か国から600名を超える医師、獣医師等が参加し、「第2回世界獣医師会―世界医師会"One Health"に関する国際会議」が開催されました。同会議では、人獣共通感染症、薬剤耐性対策等を含むワンヘルスに関する重要な課題について、最新の情報交換と有効な対策等の検討が行われ、その成果として、ワンヘルスの理念の実践に向け医師と獣医師が様々な形で協力関係を強化することなど、ワンヘルス実践の礎となる4つの項目からなる「福岡宣言」が採択されました。



第2回 世界獣医師会-世界医師会 "OneHealth" に関する国際会議

# 福岡宣言

人類は、地球上の全ての生命に配慮し、地球環境を健全に維持する責任を担っている。医師と獣医師は、科学的知識を持ち、専門的訓練を受け、法に定められた義務を遂行するとともに、人と動物の健康と環境の維持に係る幅広い活動分野において業務に 振わる機会と責任を有している。

2012年10月,世界獣医師会と世界医師会は、"Global Health"の向上のため、また、人と動物の共通感染症への対応、責任ある 抗菌剤の使用、教育、臨床及び公衆衛生に係る協力体制を強化するため、両者が連携し、一体となって取り組むことを合意し、 食害を取り交わした。

2013年11月、日本医師会と日本獣医師会は、健康で安全な社会を構築するため、医療及び獣医療の発展に関する学術情報を 共有し、連携・共同することを同意し、協定書を取り交わした。更に、日本医師会と日本獣医師会は、2011年3月に発生した東日本 大選災における教訓を踏まえ、感染症、自然災害などの危機に対し備えることは勿論、医師と獣医師との連携の強化がいかに大切で あるかという点についても意見の一致を見た。この協定書締結は、日本全国の地域医師会と地方獣医師会においても達成された。

2016年11月、世界獣医師会、世界医師会、日本医師会、日本獣医師会の4者は、2015年、スペインのマドリードで開催された 第1回"One Health" に関する国際会議に続いて、第2回目の国際会議を日本で開催した。

医師と獣医師は、世界各地からこの福岡の地に集い、人と動物の共通感染症、薬剤耐性対策等を含む"One Health" に関する 重要な課題について情報交換と有効な対策の検討を行い、評価すべき成果を収めた。

我々は本会議の成果を踏まえ、"One Health" の概念を検証し、認識する段階から、"One Health" の概念に基づき行動し、 実践する段階に進むことを決意し、以下のとおり宣言する。

- 1. 医師と獣医師は、人と動物の共通感染症予防のための情報交換を促進し、協力 関係を強化すると共に、その研究体制の整備に向け、一層の連携・協力を図る。
- 2. 医師と獣医師は、人と動物の医療において重要な抗菌剤の責任ある使用のため、協力関係を強化する。
- 3. 医師と獣医師は、"One Health" の概念の理解と実践を含む医学教育および 獣医学教育の改善・整備を図る活動を支援する。
- 4. 医師と獣医師は、健康で安全な社会の構築に係る全ての課題解決のために 両者の交流を促進し、協力関係を強化する。



02300

World Modical Association
Representative

Xavier Draw, Implediate Past President
Jupan Veterinary Medical Association
Representative



平成28年11月1日閲興県北九州市において週回。 写真とから、歳内勇夫 日本獣医師会会長、ジョンソン・チャン 世界 獣医師会次期会長、ザビエル・ドゥー 世界医師会元会長、僕倉義司 日本保証会会を募

# 2 計画策定の目的と役割

「ワンヘルスの理念」が世界の潮流となる中、2021(令和3)年1月5日に福岡県が全国に先駆けて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を公布・施行しました。そこに示されている6つの基本方針を進めるため「福岡県ワンヘルス推進行動計画」が策定され、ワンヘルスの取り組みの実践が喫緊の課題となっています。

また、新興感染症や地球温暖化などのワンヘルスの課題に対応する実践拠点として、福岡県が全国初の「ワンヘルスセンター」を、みやま市の保健医療経営大学跡地に整備します。

みやま市においても、2021(令和3)年9月7日に自治体で全国初となる「ワンヘルス推進宣言」を表明し、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」及び「環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例」に基づき、同計画に連携・協力します。

市では積極的にワンヘルス実践施策を推進するとともに、市民へのワンヘルス 周知に努め、市民一人ひとりの理解促進・実践活動の支援を行うため、みやま市の ワンヘルス実践の要である「みやま市ワンヘルス推進行動計画」を策定し、第2次み やま市総合計画をはじめ、市の各計画と相互連携を図りながら、「ワンヘルスのま ち みやま」として特色ある取組を実践します。



※福岡県ワンヘルス推進行動計画より抜粋

# 3 ワンヘルスセンターとは

新興感染症や地球温暖化などのワンヘルスの課題に対応する実践拠点として、 全国初の「ワンヘルスセンター」が、福岡県によりみやま市の保健医療経営大学跡 地に整備されます。

その中核施設として、人の健康と環境保全に関する調査・研究を行う「保健環境研究所」を移転・建設するとともに、筑後家畜保健衛生所を移転し、家畜に加え、新たに愛玩動物、野生動物、動物園で飼育されている展示動物の保健衛生を一元的に担う「動物保健衛生所」が整備されます。

また、同施設には子どもたちをはじめ来場者の方がワンヘルスについて学び、体験できる「ワンヘルス体験学習ゾーン(仮称)」(以下、「ワンヘルス体験学習ゾーン」)が屋内外に整備される予定です。

施設は、2027(令和9)年度中の供用開始予定となっています。

市では 2023(令和5)年7月に、福岡県と保健医療経営大学跡地及び建物の活用に関する協定を締結しました。協定では、県は大学跡地を最大限活用してワンヘルスに関する事業を行うことやワンヘルスの学習体験設備、国内外の研究者が集う設備を整備することで、みやま市の地域発展に寄与することが盛り込まれています。

併せて、市は県が行うワンヘルスセンターを実践拠点としたワンヘルスの推進に協力します。

#### ワンヘルスセンターの構成



#### ワンヘルスセンターのパース図(令和5年12月段階)



# 4 市民の意識について

みやま市における市民の意識については、2023(令和5)年度市民意向調査 及び 2022(令和4)年度ワンヘルス教育推進に向けた意識調査(保護者と小学生 高学年・中学校)に基づき、次のとおり認識しています。

#### 1 ワンヘルスの認知度について

ワンヘルスの認知度について調査したところ、それぞれ以下のとおりでした。調査の結果から、ワンヘルスの全体的な認知度は約60%と一定数あるものの、ワンヘルスの内容についてまでは、まだ浸透していないことが見受けられます。

#### 【市民意向調査】

知っている(説明できる程度)	13.7%
聞いたことはあるが説明はできない	49.2%
知らないし、聞いたこともない	35.3%

#### 【ワンヘルス教育推進に向けた意識調査】

知っている(説明できる程度)	14%
聞いたことはあるが説明はできない	47%
知らないし、聞いたこともない	39%

また、ワンヘルスを知ったきっかけについては、以下のとおりでした。

市民意向調査及びワンヘルス教育推進に向けた意識調査における保護者の回答では「広報紙」が最も多く、小学生高学年・中学校については、「学校で知った」の回答が最も多い結果となりました。

#### 【市民意向調査】

みやま市の広報誌	34.2%
テレビ・ラジオ	10.1%
Webページ(インターネット)	5.6%
新聞	3.1%
その他	4.8%

#### 【ワンヘルス教育推進に向けた意識調査】

#### (保護者)

みやま市の広報誌	59%
テレビ・ラジオ	11%
Webページ(インターネット)	13%
新聞	6%
その他	11%

#### (小学生高学年・中学校)

学校	(小)67%	(中)52%
みやま市の広報誌	(小)2%	(中)3%
テレビ・ラジオ	(小)19%	(中)31%
Webページ(インターネット)	(小)7%	(中)7%
新聞	(小)0%	(中)2%
その他	(小)5%	(中)6%

# 2 市民が「ワンヘルス」の推進で力を入れてほしいこと

2023(令和5)年度市民意向調査及び 2022(令和4)年度ワンヘルス教育推進に向けた意識調査(保護者と小学生高学年・中学校)において、みやま市がワンヘルスの推進に力をいれてほしいことを調査したところ、それぞれ以下のとおりでした。

#### 【市民意向調査】

ワンヘルスに対する理解の推進	27.1%
健全な環境の下での農林水産物の生産や食育の推	12.5%
進	
自然環境の健全性を守る取組の推進	10.2%
人と動物の健康づくりに関する生活環境の整備や	10.1%
促進、支援	
学校におけるワンヘルスに関する教育	6.8%
人と動物の共生社会づくりに関する取組の推進	5.8%
薬剤耐性菌対策の推進	1.2%
わからない	21.3%

#### 【ワンヘルス教育推進に向けた意識調査(保護者)】

ワンヘルスに対する理解の推進	29.5%
健全な環境の下での農林水産物の生産や食育の推	24.4%
進	
自然環境の健全性を守る取組の推進	11.8%
人と動物の健康づくりに関する生活環境の整備や	12.9%
促進、支援	
学校におけるワンヘルスに関する教育	13.5%
人と動物の共生社会づくりに関する取組の推進	6.4%
薬剤耐性菌対策の推進	1.6%

#### 3 市民の意識を反映したアプローチ

調査等で把握した諸課題に対して、次のとおりアプローチしながら、課題解決を 図ります。

#### ①ワンヘルスの認知度、理念の理解向上のための普及啓発

認知度調査の結果、ワンヘルスを知っていても説明できないと回答した層が 多かったことから、ワンヘルスの言葉だけでなく、理念の普及啓発に注力する 必要があります。市民がワンヘルスを学ぶ、体験、話すことができる機会を積極 的に提供し、普及啓発を行っていきます。

ワンヘルスを概念的に捉えず、普段の運動やペットの飼育、植物の栽培や家庭菜園など日常的な行動や考え方の延長にあり、誰でも簡単に取り組めるものであることを、市民に理解してもらうことが必要です。

また、教育委員会において「ワンヘルス教育」を展開し、市内小中学校の児童 生徒の豊かな心を育み、将来のワンヘルスのまちづくりにつなげていく必要が あります。

普及啓発媒体として、広報紙が情報源となっていることから、シリーズ掲載を継続する必要があるほか、特設サイトや SNS\*など可能性をまだ引き出せていない普及啓発ツールの更なる活用、市民向けパンフレットや動画等、有効な媒体を活用します。

最終的には、市民一人ひとりが「わたしのワンヘルス」を見つけ、実践することにより、市内全体がワンヘルスを推進していく市民協働の取組を展開する必要があります。

#### ②ワンヘルスのまちづくり

市民が「ワンヘルス」の推進で力を入れてほしいことを調査した結果、「ワンヘルスに対する理解の推進」が最も多く、次点で「わからない」の回答が多かったことから、「ワンヘルス」そのものがわかりづらいと感じている人が多いことがうかがえます。

福岡県ワンヘルス推進行動計画に示されている人獣共通感染症等の保健衛生や動物との共生社会推進による健康と命を大切にする取組、環境の保全による自然あふれる環境づくり、災害の防止、食育や地産地消による農業振興などの取組や普及啓発をとおして、市が抱える課題の解決にむけたワンヘルスの推進及び全国に先駆けた「ワンヘルス教育」の確立、新たな産業分野の創出や観光振興による経済活性化など、他に類をみない魅力ある新しいまちづくりを、市民にわかりやすく発信しながら、進めていく必要があります。

#### ③ワンヘルスセンターの活用

ワンヘルスセンターの建設に伴い、建設や運営における直接的な経済効果に加え、研究機関、企業の往来など交流人口が増えることが想定されます。また、大学などの研究機関や関連施設等の整備、保健衛生、環境分野の調査研究などに取り組む企業などの立地・誘致が期待されます。

福岡県と締結した協定では、県は大学跡地を最大限活用してワンヘルスに関する事業を行うことや、ワンヘルスの学習体験設備、国内外の研究者が集う設備を整備することで、みやま市の地域発展に寄与することが盛り込まれていることから、ワンヘルス推進の実践拠点として、市の諸課題解決に向け様々な連携を県と図りながら取り組んでいきます。

また、ワンヘルス体験学習ゾーンや未利用地の活用についても、様々な活用 方法を県と協議し、検討していく必要があります。

# 5 計画の期間

計画期間は、ワンヘルスが社会情勢や行政ニーズと密接に関わっていることから、実効性の高い計画とするため、5年とします。2024年度(令和6年度)を初年度とし、2028年度(令和10年度)までの5年間とします。

毎年度、進捗管理を行いながら、必要に応じた見直しを行います。

本計画期間中に、新たな計画及び施策との連携の必要性が生じ、改正が必要な場合は、「みやま市ワンヘルス推進協議会」において審議することとします。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度			
策定								
		実践期間						
	進捗管理							
	新たな施策・計画との連携							
					見直し			

#### 6 ワンヘルスと SDGs

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030(令和12)年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

「人の健康」、「動物の健康」、「環境の健全性」を一体的に守るというワンヘルスの理念は、SDGsの17のゴールに多く関係しており、福岡県は、「福岡県ワンヘルス推進行動計画」の中で、7つの柱と SDGsとの関係を示しています。

みやま市は、これまで自然の地の利を生かした快適なまちづくりを目指し、エネルギーの地産地消や資源循環の施策に積極的に取り組んできました。この取組はワンヘルスの理念にある命と環境の健全性を守る取組に親和性があることから、次世代に引き継いでいくことができるよう市内の小中学校と連携しながら、全国に先駆けて「ワンヘルス教育」に取り組んでいます。

ワンヘルス教育のカリキュラムを通じて児童及び生徒たちが、持続可能な社会を目指す SDGsの取組につながる教育的基礎をつくります。

併せて市民全体に向けても普及啓発のため、学ぶ機会の創出や情報発信を積極 的に行います。

また、「ワンヘルスのまち みやま」を実現するために、下記のゴールが特に関係性が深い目標と捉え、取り組んでいきます。

#### 【みやま市が取り組むゴール】





















# 第2章 基本方針

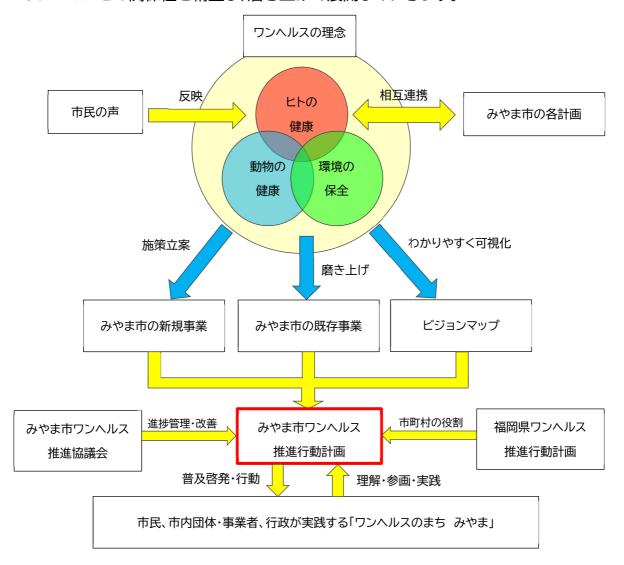
# 第2章 基本方針

福岡県は、福岡県ワンヘルス推進行動計画において、6つの基本方針に「ワンヘルス実践の基盤整備」を加えた7つの柱をもとに取り組む施策を示しています。 本計画における基本方針を以下のとおり定めます。

# 1 計画のすがた

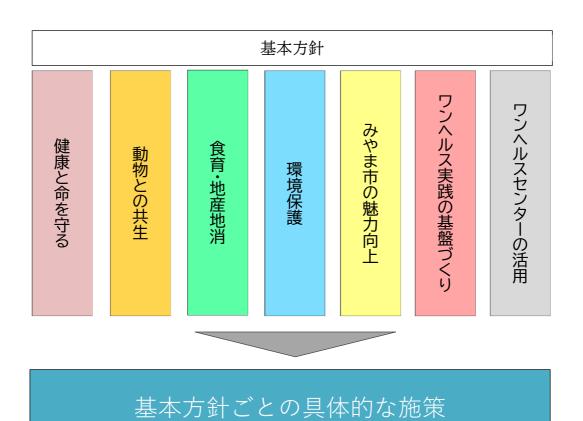
本計画は、ワンヘルスの理念に基づいた「ワンヘルスのまち みやま」の実現に向けた「基本方針」を設定し、みやま市ワンヘルス実践促進ビジョン(仮称)策定委員会で議論された具体的施策や、みやま市の各計画と連携をしながら、各種施策を展開していきます。

新規施策の企画立案はもとより、市が従来実施していた既存施策においては、 ワンヘルスとの関係性を精査し、磨き上げて展開していきます。



# 2 施策の基本方針

基本方針を7つに定め、それぞれの具体的施策を展開していきます。 施策の体系は、次のとおりです。



第3章

みやま市の ワンヘルス

具体的施策

# 第3章 みやま市のワンヘルス具体的施策

福岡県は、福岡県ワンヘルス推進行動計画において、6つの基本方針及び7つの柱をもとに取り組む施策を示しています。

みやま市においても福岡県の取り組む施策を支援し、推進していくとともに、「ワンヘルスのまち みやま」を実現するため、7つの基本方針とともに、新規施策の立案や既存施策を磨き上げ、展開していきます。

新規施策については、事業の費用対効果、必要性を十分に精査し、取り組んでいきます。既存施策については、具体的かつ実効性のあるものとするため、様々な部署と連携しながら、「ワンヘルス」とみやま市の既存施策及び各計画との関係性を再点検し、取り組んでいきます。

基本方針							
健康と命を守る	動物との共生	食育・地産地消	環境保護	みやま市の魅力向上	ワンヘルス実践の基盤づくり	ワンヘルスセンターの活用	

# 1 健康と命を守る

福岡県ワンヘルス行動推進計画では、「人獣共通感染症対策」や「薬剤耐性菌\*対策」、「健康づくり」による取組が示されています。

みやま市では、「健康と命を守る取組」として、市民 の高い健康意識とそれを実践できるまちづくりを目 指し、既存の取組をワンヘルスの視点から磨き上げ、 各団体と連携しながら、健康増進の取組を推進して いきます。



# 1 人獣共通感染症に対する医療体制の強化

コロナウイルス感染症をはじめとした人獣共通感染症に備え、人口減少社会においても地域医療を維持していくため、次のパンデミック\*に備えた体制確保等、 継続的に地元医師会との連携を図っていく必要があります。

コロナウイルス感染症が蔓延する中、検査・診療体制の確保やワクチン接種等について、地元医師会の多大なる支援と連携強化で医療体制を維持することができました。今回のパンデミックの教訓を風化させることなく、今後医師会をはじめとする医療関係者との連携体制を強化することで、継続して次なるパンデミックへの備えとします。

# 2 健康に対する市民の意識の向上、醸成

市では、生活習慣病の発症予防と重症化予防を重点において各種施策を推進しています。がんの早期発見・早期治療に向け、各種がん検診やその他特定健康診査、特定保健指導を実施していますが、受診勧奨の工夫が必要です。

また、2023(令和5)年度から健康増進法に基づく健康増進事業の1つである 歯周病検診を開始し、全身の健康につながる歯科口腔保健対策を強化しています。

感染症予防については、予防接種法に基づき、各種ワクチン接種の費用助成や 接種機会確保、情報発信を行っています。

引き続き、医師会、歯科医師会と連携強化し、健康増進のために各種がん検診等 及び特定健診・特定保健指導の推進、各種感染症予防の推進を図ります。また、市 民の感染症予防及びまん延防止等の意識啓発を継続させるとともに、正しい情報の発信に努めます。

市のイベントにおける健康促進ブース(血圧等測定や健康相談等)の設置や健康ポイント事業との連携、ワンヘルスと健康にフォーカスした講演会等の開催など健康づくり事業を通して市民の健康意識を向上する取組を行います。併せて、市民の歯の健康増進を図るため、既存の歯周病検診の拡充や集団健診時における歯周病検診の導入を検討します。

#### 3 薬剤に対する市民の適正利用意識の向上、醸成

薬剤に対する適正利用の課題として、薬剤に対する正確な情報の不足や自己判断による使用などがあります。また、おくすり手帳の有効性を普及することが求められています。市では薬剤師会と連携し、イベント開催時において、おくすり手帳の普及啓発やくすりに関する相談会などを行っています。

市が配布する普及啓発資料やイベント、講演会等について、薬剤耐性菌の正しい理解と薬剤の適正利用を促進します。

また、「薬にたよらなくてよいカラダづくり」の取組を目指し、薬剤師会と連携し、 薬への理解や健康増進のために必要な取組を促進します。

# 4 健康イベントの開催

食生活や社会環境の変化、高齢化の進展などにより、生活習慣病をはじめとする市民の健康への関心が高まっています。市民一人ひとりが健康で心豊かに活力を持って過ごすことができるよう、生活習慣病の発症予防等が必要です。

市では健康イベントや健康分野の様々な事業の企画・開催を行ってきました。多種多様な事業形態に柔軟に対応し、民間企業等と連携しながら時代のニーズとワンヘルスを掛け合わせた市民向けイベントを開催します。

# 2 動物との共生

福岡県ワンヘルス行動推進計画では、 「人と動物の共生社会づくり」による取組 が示されています。

みやま市では、「動物との共生に関する 取組」として、人と動物が触れ合う場やお 互いの健康を守り、共存するために考え、 実践できるまちづくりを目指し、既存の取 組をワンヘルス視点から磨き上げ、各団 体と連携しながら、取組を推進していきま す。



#### 1 動物のいのちを守る

殺処分・引き取り頭数の大多数を占める飼い主のいない猫は、不妊去勢手術を 行い、地域に戻して餌やトイレを適正に管理する地域猫活動の支援を進めることが 必要です。また、飼育放棄や多頭飼育者による飼育崩壊が生じることなどの新た な課題解決が求められます。

市では地域猫活動の中で「さくらねこ TNR」(Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す)事業\*の実施やペット譲渡会の開催支援など、殺処分数の削減のための取組を進めています。また、市内の小中学生はワンヘルス教育を通じて、命の尊さを学んでいます。

今後は、動物愛護の取組を推進し、市民講座や市イベントなどで、アニマルウェルフェア(動物の福祉)\*への理解向上や命の尊さを学べる機会を創出します。

併せて、犬猫譲渡会等の開催を促進するため、市有施設などの活用や、譲渡会などの開催情報を積極的に発信します。

# 2 アニマルセラピーの活用

人と動物が触れ合うことで、ストレスの軽減、社会性の改善、コミュニケーション の促進などの効果が図られるアニマルセラピー\*が注目されています。

市では、命の大切さや動物愛護の精神を育むことを目的に、動物ふれあい体験 事業として、小中学校でのヤギの飼育に取り組んでいます。児童生徒がヤギと触れ 合うことで、学校全体のコミュニケーションが豊かになり、児童生徒の積極的な行 動意欲の創出につながりました。 引き続き、アニマルセラピーを活用するため、市内小中学校や高齢者施設、障がい者施設等において、動物と触れ合う機会の創出を支援します。

アニマルセラピーを普及啓発するため、獣医師会をはじめ関係団体と連携し、各 イベントへの協力や研修会等の開催を行います。

#### 3 鳥獣被害防止対策

イノシシ等の有害鳥獣から農産物の被害を防止する対策として、地元猟友会と 連携して有害鳥獣の捕獲や侵入防護柵を設置し、対策強化に努めています。

市が抱える鳥獣被害防止の対策について、課題解決に向けて引き続き猟友会と連携協力しながら被害防止対策を進めていきます。

#### 4 狂犬病ワクチン接種の普及啓発

人獣共通感染症のひとつである狂犬病は、人への感染を防ぐため、狂犬病予防法により飼い主に対して、犬の登録、ワクチンの予防接種、届出等が義務付けられています。市では、毎年4月から5月に集団予防注射を各地域で実施していますが、今後も更なる接種率の向上が求められます。

接種率向上のため、獣医師会との連携を強化し、狂犬病に関する知識の啓発や 各種手続きについて周知する取組を強化するとともに、マイクロチップ\*の導入に ついて検討します。

また、市で開催するペット参加型のイベントなどへの参加は、予防接種済みであることを条件とすることで、接種率の向上につなげます。

#### 5 ペットの避難所等でのスペース確保

近年多発する災害において、避難時にペットとの同行避難ができないことによる逃げ遅れなどを防止するため、平時から災害に備え、ペットとの避難が円滑にできるよう、避難マニュアルの整備や避難所の受入体制の整備が必要です。

市ではペットとの同伴避難所\*を1か所設けていますが、今後拡充を図るととも にペット避難マニュアルを作成します。

# 6 ペット関連のイベントを企画・開催

市のイベントにおいて、多くの市民がアニマルセラピー効果や自然セラピーなど、 やすらぎを感じることができるように、ペットキャンプやペットウォーキング、犬猫 カフェなど愛玩動物や展示動物とふれあう機会を創出します。



# 3 食育·地産地消

福岡県ワンヘルス行動推進計画では、「環境と人と動物のより良い関係づくり」による取組が示されています。

みやま市では、「食育・地産地消の取組」として、環境負荷軽減や健康増進、地産地消がつながるまちづくりを目指し、既存の取組をワンヘルスの視点から磨き上げ、各団体と連携しながら、取組を推進していきます。



#### 1 ワンヘルス給食の推進

現在、学校給食ではバイオマスセンタールフランの液肥\*で栽培した「つやおとめ」 や地元野菜などの提供を行っています。

学校給食において、ワンヘルスを体感しながら、健康なからだづくり、環境負荷 軽減、地産地消などを学ぶ「ワンヘルス給食」を実施するため、ワンヘルスを体感す る献立の開発や地産食材の利用を推進します。



#### 2 食育事業

市では、健康的な食生活が健康維持につながるため、食育推進会議を開催し、地域団体や組織と連携するとともに、食改善教室の開催、食生活改善推進協議会への支援等を通して、食育の推進に努めています。

食育事業においては、食に対する意識向上により、食の安全確保や地産地消の 促進、農林水産業への理解を図るため、市内小学校において、さつまいもの植え付 けやみかんの収穫体験、海苔の手すき体験等を開催しています。

また、ワンヘルスセンターの整備に伴い、筑後地域の家畜の保健衛生を担う筑後 家畜保健衛生所が、みやま市に移転します。

引き続き、行政と各団体、生産者等と連携しながら、様々な食育体験などの機会を創出し、市民の食に対する意識や健康意識を向上する取組を行います。

#### 3 福岡県ワンヘルス認証制度等の活用

福岡県が新たに創設したワンヘルスの理念に沿って生産される農林水産物等を認証する「福岡県ワンヘルス認証制度\*」及び減農薬や減化学肥料で作られた農産物を福岡県が認証する「ふくおかエコ農産物認証制度\*」への商品登録を促進するとともに、付加価値の創出に活用します。

#### 4 食品ロスの削減対策

市では、バイオマスセンタールフランによる生ごみ資源化事業により、毎年 1500 トンの食品ごみを資源化している一方で、焼却処分に回っている食品ごみ が 500 トン程度見込まれているため、生ごみ分別への普及・啓発活動に取り組ん でいます。

また、食品口ス削減のため、「福岡県食品口ス削減県民運動協力店(愛称:食べもの余らせん隊)\*」への市内事業者の登録、「食べ残しをなくそう30・10(さんまる・いちまる)運動\*」の普及啓発を推進します。併せて、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する「フードバンク」活動の取組を促進します。

# 5 「6次化」等商品の開発推進

市では、地産地消のため、地元農産物を利用した加工品づくりなどに取り組み、 6次産業\*化セミナーや商品お披露目内覧会などを開催して商品の PR をおこなっ ています。また、環境負荷軽減や食品ロス削減のため、大学や民間企業と連携し、 摘果みかんを再利用した「アロマオイル」の共同開発に取り組んでいますが、事業化 に向けた課題を残しています。 今後、地産地消の推進や環境負荷軽減、食品ロス削減につながるワンヘルス商品の開発を目指し、ワンヘルス宣言事業者への登録を促進するとともに、ふるさと納税返礼品採用などの付加価値付与の取組を進めます。







# 4 環境保護

福岡県ワンヘルス推進行動計画では、「環境保護」による取組が示されています。

みやま市では、資源循環やゼロカーボンシティに取り組み、地球温暖化対策や自然豊かなまちづくりを目指し、既存の取組をワンヘルスの視点から磨き上げ、各団体と連携しながら、取組を推進していきます。



#### 1 資源循環型社会の実現

市では、「みやま市 資源循環のまち宣言」の具体化のため、ごみの減量化・再 資源化に取り組んでいます。

これまでの普及啓発事業の効果として、プラスチック、雑がみ、紙おむつ等のリサイクル率および量は順調に伸びてきており、可燃ごみの減量化が進んでいます。 一方でリサイクル品目ごとに他の品目が混入しているケースが散見されるため、さらなる周知が必要です。

燃やすごみの更なる削減・資源化に向けて、広報での啓発、環境教育・環境講演会等を通じて市民の意識の醸成を図ります。

雑がみ分別、簡易包装の推進やレジ袋の削減等、身近にできる減量化活動を進めリサイクル率の向上を図ります。

# 2 ゼロカーボンシティみやまの推進

地球温暖化による異常気象で市民の安心・安全な暮らしが脅かされないよう限りある資源・エネルギーを大切に使い、2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティみやま」を推進していくことが重要です。

施設のエネルギー消費や電力節減、EV車の導入、資源循環などの各種施策を市民・企業とともに推進します。

#### 3 山門高校との連携

市内唯一の高校である福岡県立山門高等学校では、「One ヘルスクラブ\*」を創設し、山の保全やウナギの生育調査などの生態系を守る取組を行っています。

この取組と連携・協力するとともに、小中学校で行われる「ワンヘルス教育」との小中高の連携や市民へのワンヘルスの普及啓発に取り組みます。





#### 4 災害防止のための竹林対策

竹は成長が早く、適切な管理がされない又は管理が追いつかない竹林は、周囲 の植物や動物の生息環境を奪ってしまうことがあります。

このような竹林の増加により、山の保水力が低下し、近年の大雨による土砂災 害が頻発していることから、生物の多様性を守り、災害を防ぐための竹林整備や 利用推進の取組が必要です。市内の団体では広葉樹の植樹の推進やそれにつなが る取組を行っています。

市としても森づくりに積極的に取り組む団体等と連携・協力します。

#### 5 外来種の駆除、在来種の保護

市では、ブラジルチドメグサやホテイアオイ\*といった外来種の水草が、水路で繁殖し、通水障害等を引き起こすなどして、環境を悪化させています。また、一方で希少種のひとつであるカワバタモロコなどの在来種保護も求められています。

このような外来種の駆除対策や在来種の保護について、関係機関と連携を進めていく必要があります。

水路整備等へのコンクリート施工等を行うことで生態系悪化を招く恐れがあることから、生態系保護に配慮した施工等の調査・研究を行います。





# 5 みやま市の魅力向上

みやま市では、「みやま市の魅力向上」として、ワンヘルスによる魅力あるまちづくりの取組を行っていきます。

#### 1 ワンヘルスを体感できる施設等の整備・再点検

福岡県では、ワンヘルス実践の基本方針に従った行動及び活動や環境の実例を 学び、又は体験することができる施設を「福岡県ワンヘルス啓発施設」として認定 しています。

市の施設を、市民がワンヘルスの様々なテーマを学び、体験できる施設として活用を進めます。清水山荘の周辺の歩道を景観豊かで自然を感じるワンヘルス体感スポット\*「森の小径(こみち)」として整備するとともに、清水山荘において、ワンヘルスに関する展示を行います。

#### 2 ワンヘルスツーリズムの創出

ワンヘルスセンターや市内のワンヘルス啓発施設、自然スポット、ワンヘルスに関連する事業所などで構成された「ワンヘルス体感コース」を確立し、観光ツアーや全国的な視察に活用してもらう「ワンヘルスツーリズム\*」を創出し、市内外からの来訪者増加を目指します。



#### 3 みやま市バイオマスセンター ルフランの活用

ルフランは、市内初のワンヘルス啓発施設に認定されており、視察・見学者に対して、ワンヘルスと資源循環の関連性の研修や施設見学、液肥で栽培された米や 農産物を使用したランチの提供など、ワンヘルスを体感してもらう施設となっています。

今後は液肥で栽培した米や野菜の更なる活用、有機肥料の研究など、ルフランにおいて、資源循環と食育、ワンヘルスの普及啓発の取組を推進及び発信します。



### 4 行政区や地域コミュニティ等と連携した取組

地域のコミュニティなどで市民講座や出前講座を活用し、地域でワンヘルスを知り、話し、認め合う場を実現する取組を調査・研究します。

#### 5 「ワンヘルスのまち みやま」の魅力発信

「ワンヘルスのまち みやま」をよりわかりやすく身近に感じてもらうため、メタ バース\*を活用したビジョンマップ\*や市内のワンヘルス体験スポット等をデジタル 仮想空間で再現し、疑似体験や学習、普及啓発に活用できるよう検討します。

また、ワンヘルスに関する浸透度、愛玩動物保有世帯数・保有種別、健康や環境 保全に関する意識、市に求める取組や施設整備、市外からみたみやま市のイメージ などについて、定期的に調査し、ニーズを把握します。

# 6 ワンヘルス実践の基盤づくり

福岡県ワンヘルス推進行動計画では、「ワンヘルスの実践と基盤整備」による取組が示されています。

みやま市では、ワンヘルス推進の「ワンヘルス実践の基盤づくり」として、ワンヘルス教育や様々な普及啓発を通して、みやま市全体でワンヘルスの推進に取り組む基礎をつくっていきます。

また、行政だけが一方的に発信するだけではなく、市民と一緒にワンヘルスの普及啓発の取組を行っていきます。

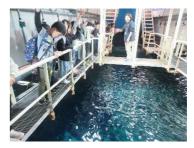
# 1 各基本方針における普及啓発

普及啓発のためのイベントや講演会の開催、パンフレット等の作成、体験施設等の観光資源への活用などを行います。

#### 2 ワンヘルス教育







ワンヘルスの理念に親しみをもち、理解・実践する児童生徒の育成は、中長期的な「ワンヘルスのまち」づくりにつながる重要な要素となることから、市において、「ワンヘルス教育」を重要な施策として位置づけ、全国に先駆けて取り組んでいます。

子どもたちが、楽しく積極的に、自分のワンヘルスをみつけることができる機会を創出するため、市内全小中学校において、ワンヘルスに特化した教育カリキュラムを組み、保護犬や盲導犬とのふれあい授業や、身近な自然に触れ合う「川の探検」や「登山」などのフィールドワーク\*、菜園授業などに取り組むことで、さまざまな社会課題や SDGsなどに関心をもち、豊かな心をもった児童生徒の育成につなげています。

教育委員会や学校関係者で構成する「ワンヘルス教育推進プロジェクト」を中心としてワンヘルス教育の実践を進めていきます。

ワンヘルスセンターの活用、ワンヘルス啓発施設の認定、ワンヘルス体感スポットの整備、地域コミュニティとの連携など様々な取組機会を積極的に提供するなど、 教育委員会との連携・協力を図ります。

#### 3 ワンヘルスフェスティバルの開催





ワンヘルスの理念に基づき、命や健康の大切さ、生物の多様性、環境保全の大切 さを、あらゆる世代の市民が体感できるイベントとして「ワンヘルスフェスティバル」 を定期的に開催します。

#### 4 ワンヘルス楽校等の開催

市民がいつでもワンヘルスについて、楽しく学び、知ることができる「ワンヘルス 楽校(がっこう)」を開催します。

小中学校におけるワンヘルス推進の取組発表やワンヘルスの各分野に精通した 専門家による講演のほか、市内事業者、ワンヘルスに精通した市民などを登用しな がら、ワンヘルスの理念やそれぞれの取組を共有することで市民と行政が一体と なって推進する機運を醸成します。

また、より効果的、専門的な普及啓発を行うため、各分野の専門家によるフォーラム\*や市内小中学校、高等学校の児童生徒とのシンポジウム等の開催を検討します。

その他、各団体に出張講座を行うなどワンヘルスの理念が広く浸透するよう、普及啓発を図ります。





# 5 広報や特設サイト、SNS の活用

広報誌において、「シリーズ One Health」として継続的に掲載します。

また、特設サイトを活用し、全国的に先駆けて実施している「ワンヘルス教育」を はじめとしたみやま市のワンヘルス推進の取組を継続的に全国に積極的に発信し ます。

その他、市のワンヘルスに関する情報やワンヘルス関連イベント等について、 SNS のメリットを活用し、迅速に市民に情報を発信します。





みやま市ワンヘルス特設サイト

# 6 ポイント事業と連携した取組

ワンヘルスの推進に積極的に参画してもらうため、イベント参加や実践に取り組んだ場合に、デジタル地域通貨\*等のポイント付与事業の活用を検討します。

# 7 ワンヘルス推進のための人材育成及び活用

市では、ごみ分別や再エネ導入の仕組みなどを学び、取り組みの輪を広める市 民や児童生徒を「ゼロカーボンマイスター」・「ゼロカーボン Jr マイスター\*」として 育成しています。

また、福岡県では、ワンヘルスの基本(理念、歴史、現状)から実践的なワンヘルスの取組例等の啓発活動を地域で積極的に行う「ワンヘルスマスター」を育成しています。

こうした人材をはじめ、市民・市内事業者・団体でワンヘルスの取組を推進されている方を、市内小中学校や市民講座、職員研修、事業者研修等に活用します。

併せて、若い世代への普及啓発として、SNS や、福岡県立山門高等学校で創設された「One ヘルスクラブ」との連携、10代・20代のインフルエンサー\*の活用を検討します。

# 8 だれでもわかるワンヘルス!制作事業

わかりやすい普及啓発用資料(パンフレット、絵本、動画等)を、市民と協力して 制作します。

# 9 ワンヘルス推進宣言事業者へのメリット付与

福岡県のワンヘルスの取組を推進し、みやま市の事業者にワンヘルスの理念と その取組を広げることを目的に、福岡県が実施する「ワンヘルス宣言事業者\*登録 制度」に登録した事業者にデジタル地域通貨を交付します。

また、デジタル地域通貨の継続的な交付や「入札参加資格申請」による加点等のメリット付与を実施します。



# 7 ワンヘルスセンターの活用

みやま市に福岡県のワンヘルスの実践拠点であるワンヘルスセンターが建設されることから、市のワンヘルス施策への活用を、福岡県と連携を強化しながら取り 組んでいきます。



# 1 ワンヘルスセンターが生む人の流れ

「ワンヘルスセンター」は県の施設として建設され、建設や運営における直接的な経済効果に加え、多数の県職員の勤務や研究機関、企業の往来が想定されることから、市の経済活性化につなげます。

# 2 ワンヘルスセンターを活用したまちづくり

全国初のワンヘルスセンターが設置されることから、適切に都市計画マスタープラン\*の見直しを行うとともに、周辺環境の整備に努めます。

# 3 市の諸課題に対する課題解決への連携

市が抱える生態系保護、環境保全等の課題に対して、ワンヘルスセンターと連携しながら、科学的かつ高度な課題解決方法の調査・研究を行えるよう、連携を強化していきます。

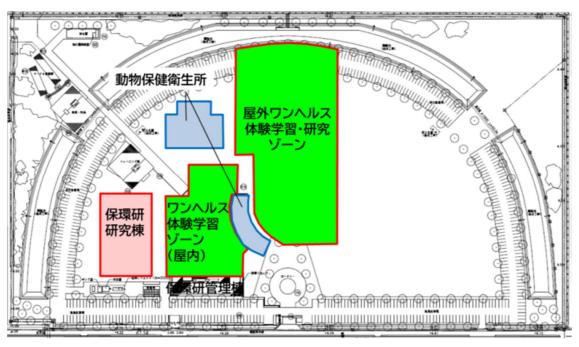
# 4 敷地北側の活用

ワンヘルスセンター北側の敷地について、福岡県とみやま市でプロジェクトチームを設置し、最適な活用方法等について協議、検討を行っていきます。

# 5 ワンヘルスセンターのワンヘルス体験学習ゾーンの活用

ワンヘルスセンターには、屋内外にワンヘルス体験学習ゾーンが整備され、全国 や海外からの視察研修等により生じる交流人口の増加が見込まれます。

ワンヘルスセンターが最も身近に感じやすい環境であることから、市内小中学校・高校による社会科見学や課外授業等、「ワンヘルス教育」に積極的に活用します。 市民や様々な人々とワンヘルスを語り合える貴重な機会を創出し、より深く学べる場として、親しみのある交流拠点となるような活用方法について、検討します。



# 第4章

市民、事業者・団体、行政の

# 役割と実践

# 第4章 市民、事業者・団体、行政の役割と実践

福岡県ワンヘルス推進行動計画には、ワンヘルスの推進、実践に向けて県民や各種団体、研究機関等がもつそれぞれの役割が定められています。

みやま市においても、「ワンヘルスのまち みやま」を実現するためには、ワンヘルスの理念を市民、事業者・団体、行政が理解し、一体となって取り組んでいくことが大切であることから、市民の目線からそれぞれの役割を具体的に示し、誰もが取り組みやすい、きめ細やかなワンヘルスの推進・実践を目指すとともに、以て福岡県のワンヘルス推進の更なる連携強化につなげます。



# 1 市民の役割

市民の役割として求められる事項は次のとおりです。

# 1「わたしのワンヘルス」実践活動

ワンヘルスの理念を理解し、その課題について、理解を深めるとともに、自分に できることを見つけ、実践することが求められます。

# 2「あなたのワンヘルス」応援活動

ワンヘルスの推進に関する活動等に参加するなど、直接的な行動を行うほか、 活動を行う団体等を支援することなどが期待されます。

# 3「話そう!ワンヘルス」活動

地域や家族など、身近な人たちとワンヘルスの理念を認め合い、共有することで 相互理解を促進し、「ワンヘルスのまち みやま」の実現に向けた一体感の醸成が 期待されます。

# 4 具体的な行動例

市民が実践できる具体的な行動例は次のとおりです。

# (1)健康を大切にし、運動をしましょう。

- ○健康について学び、健康意識を高めましょう。
- ○日頃から適度に運動しましょう。
- ○健康の悩みや不安について、かかりつけ医に相談しましょう。
- ○特定検診、がん検診について知り、積極的に受診しましょう。
- ○歯の健康について学び、正しいはみがきの実践や定期的な受診をしましょう。
- ○生活習慣病などについて学び、食事の栄養バランスを考える、十分な睡眠をとるなどを心がけましょう。
- ○心の健康について学び、趣味やサークル活動など生きがいを大切にしましょう。

# (2)感染症や薬のことについて学びましょう。

- ○感染症について学び、手洗いやうがいなどの予防に努めましょう。
- ○薬物について学び、適正に利用しましょう。
- ○処方された薬(抗生物質など)を薬剤師の指導どおり、正しく服用しましょう。
- ○薬の悩みや不安、処方状況について、地域の薬剤師に相談・共有しましょう。
- ○お薬手帳について知り、活用しましょう。

# (3)動物との共生社会について学びましょう。

- ○動物の殺処分の現状や共生社会について知り、動物の命を大切にしましょう。
- ○ペットの飼養について学び、適正に飼養しましょう。
- ○ペットの飼養などの悩みや不安について、獣医師に相談しましょう。
- ○狂犬病予防接種をうけましょう。
- ○アニマルウェルフェアを学び動物愛護を推進しましょう。

- ○犬猫譲渡会などの活動を知り、支援しましょう。
- ○災害時のペットとの避難について学び、備えましょう。
- ○イベントなどで動物と触れ合う機会をつくりましょう。
- ○鳥獣害被害や野生動物との共生に関する知識を習得しましょう。

# (4)人とのつながりを大切にし、助け合いましょう。

- ○地域コミュニティに参加し、助け合いましょう。
- ○世代間の悩みを共有し、話し合いましょう。
- ○ボランティアや地域活動を知り、支援・参加しましょう。
- ○イベントなどをコミュニケーションの場として活用しましょう。

# (5)環境を守るために、できることをやりましょう。

- ○自然を大切にし、触れ合う機会をつくりましょう。
- ○電気、節水、燃料使用量の削減など、省エネルギー、省資源などの地球温暖化対策に取り組みましょう。
- ○太陽光発電などの再生可能エネルギー\*を活用した自家消費に取り組みましょう。
- ○家庭ごみの分別・削減やリサイクルに取り組みましょう。
- ○落ちているごみを拾うなど、簡単な美化活動に取り組みましょう。
- ○山や農地などの私有地や空き家を適正に管理しましょう。
- ○観葉植物や家庭菜園など、身近な緑化活動に取り組みましょう。
- ○減農薬や有機肥料を活用しましょう。
- ○生物の多様性について学び、保護活動を支援しましょう。

# (6)食品ロスを減らしましょう。

- ○食品ロスの削減につながる活動を行いましょう。
- ○子ども食堂などの活動を支援しましょう。
- ○飲食物の買いすぎや食べ残しを減らしましょう。

# (7)食について学び、地産地消を推進しましょう。

○食育について学び、健康的な食生活や正しい食事方法を身につけましょう。

- ○みやま市の農林水産物や県産農林水産物を積極的に使いましょう。
- ○ジビエ\*について正しい知識を学び、活用しましょう。
- ○「菌活\*」や「腸活\*」などを正しく理解し、発酵食品\*などを活用しましょう。
- ○食品の安全性について、知りましょう。

# (8)自分のワンヘルスを見つけましょう。

- ○自分で取り組めるワンヘルスを見つけましょう。
- ○ワンヘルスについて、身近な人やコミュニティで話し合いましょう。
- ○他者の行動を支援し、協力しましょう。



# 2 事業者・団体の役割

事業者・団体の役割として求められる事項は次のとおりです。

# ① 「わたしたちのワンヘルス」実践活動

事業活動において、環境負荷軽減や食品ロス削減、動物等への影響を配慮するなど、ワンヘルスの推進、実践するとともに、事業の特性に応じて、ワンヘルスにかかる普及啓発や社会貢献活動に協力することが期待されます。

特に、動物を取り扱う事業者については、感染症対策、薬剤の適正使用、動物愛護と福祉の観点から、動物を適正に取り扱うことが求められます。

# ② 具体的な行動例

それぞれの事業者・団体が実践できる具体的な行動例は次のとおりです。 また、事業の特性によらずに、さまざまな行動をすることが、ワンヘルスの推進 につながります。

# (1)地域の健康を守りましょう。

- ○健康に関する知識を普及啓発しましょう。
- ○地域住民に健康促進の機会を提供しましょう。

# (2)人獣共通感染症の予防や対策に取り組みましょう。

- ○人獣共通感染症の知識を習得しましょう。
- ○必要な時期に手指消毒やマスクの着用など感染症予防に努めましょう。
- ○人獣共通感染症に関する周知を行いましょう。
- ○事業所での感染症発生時の対応方法について、備えましょう。

# (3)薬剤耐性菌対策に取り組みましょう。

- ○薬剤耐性菌の知識を習得しましょう。
- ○薬剤耐性菌に関する周知を行いましょう。
- ○お薬手帳を周知しましょう。
- ○地域住民へ、薬の適正利用を推進しましょう。

# (4)動物や自然との共生社会づくりに貢献しましょう。

- ○動物や自然と触れ合える機会を提供しましょう。
- ○ペットの適正飼養に関する周知を行いましょう。
- ○アニマルウェルフェアの知識を習得し、動物愛護を推進しましょう。
- ○ジビエに関する周知や料理の提供を行いましょう。
- ○犬猫譲渡会等の活動に関する周知をしましょう。
- ○鳥獣害被害や野生動物との共生に関する知識を習得しましょう。

# (5)環境保護に取り組みましょう。

- ○電気、節水、燃料使用量の削減など、省エネルギー、省資源などの地球温暖化対策に取り組みましょう。
- ○太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用した自家発電に取り組みましょう。
- ○事業ごみの分別・削減やリサイクルに取り組みましょう。
- ○森林の整備又は緑の募金など森林整備につながる取組や県産木材の活用に取り組みましょう。
- ○生物の多様性の知識を習得し、保護活動を支援しましょう。
- ○環境に配慮した工事を行いましょう。
- ○地域の緑化活動に取り組みましょう。

# (6)食品ロスを減らしたり、食育や地産地消を推進しましょう。

- ○食品ロスの削減につながる活動を行いましょう。
- ○地産地消を推進するため、みやま市の農林水産物や県産農林水産物を活用しま しょう。
- ○食育のための活動を行いましょう。
- ○有機栽培や減農薬の活用など、豊かな土壌づくりに取り組みましょう。
- ○「菌活」や「腸活」などを正しく理解し、発酵食品などを活用しましょう。
- ○食品の安全性を確保しましょう。

# (7)自社のワンヘルスを見つけましょう。

- ○事業活動に関わらず、自社で取り組めるワンヘルスを見つけましょう。
- ○ワンヘルス宣言事業者登録をしましょう。

- ○自社の行動を地域や外部に発信しましょう。
- ○他社の行動を支援し、協力しましょう。



# 3 行政の役割

行政(市)の役割として求められる事項は次のとおりです。

# ① 市民への普及啓発

地域に根差したワンヘルスの推進には、地域の実情を把握し、住民に最も身近な 行政機関である市町村の存在が必要不可欠であることから、市が普及啓発の中心 的役割を担い、市民と協力し、ワンヘルスを学び、体験し、話し合う機会を提供しな がら、市民目線のきめ細やかな普及啓発を行う役割を有しています。

# ② 地域の実情に応じたワンヘルス施策の展開

地域が抱える諸課題は、共通するものもあれば、地域事情等によりまったく異なるものもあります。

市は自らが有する諸課題とワンヘルスの関連性を精査し、解決に向けてどのようなアプローチを図るか検討しながら、施策を企画・立案し、市民の声を反映した市民のためのワンヘルスのまちづくりを行っていく役割を有しています。

# ③ 福岡県のワンヘルス推進へ

福岡県ワンヘルス推進行動計画に基づき、市町村は県のワンヘルス推進の取組に積極的に協力することが求められています。

また、市は、全国初のワンヘルスセンターが整備されるという固有の自治体事情を有することから、ワンヘルス普及啓発の先駆者として、県と積極的に連携・協力しながら、取組を実施していく役割を有しています。



# 第5章 ワンヘルスの推進体制

# 第5章 ワンヘルスの推進体制

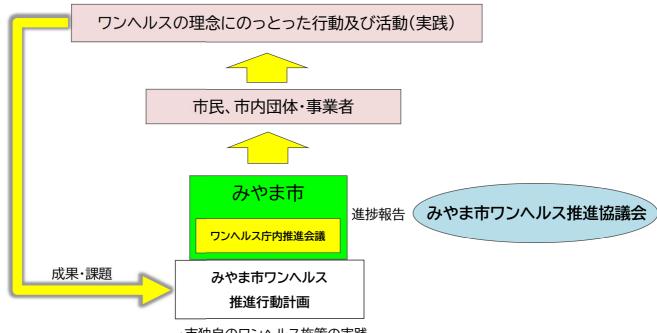
# 1 計画の推進体制

本計画に基づく施策に取り組み、市民、市内団体・事業者がワンヘルスを実践し ていくために、ワンヘルスの周知啓発、関係機関等との連携を行います。

# |1 みやま市ワンヘルス推進協議会、ワンヘルス庁内推進会議

各分野の専門家や行政、市民により構成された「みやま市ワンヘルス推進協議会」 を設置し、継続的にワンヘルスの推進を取り組んでいきます。

また、関係部署で構成された「ワンヘルス庁内推進会議」を開催し、各計画や施 策を共有し、横断的に取り組む体制を構築します。



・市独自のワンヘルス施策の実践

# 2 計画の進行管理

市では、毎年、本計画に基づく施策の取組状況やその成果を検証し、その結果を みやま市ワンヘルス推進協議会に報告し、意見を求めます。

みやま市ワンヘルス推進協議会の中ででた意見を踏まえ、課題の共有や必要な 改善、新たな施策の検討等を行うため、ワンヘルス庁内推進会議において施策の 調査・研究及び実施の検討を行います。

# 3 組織体制の構築及び職員研修

ワンヘルスの理念や市のワンヘルス施策について、職員全体の理解を深め、積極的かつ横断的な取組が可能となる組織体制の構築を図ります。

そのため、新規採用職員研修会や全職員を対象に定期的な研修会を実施し、市の各施策や計画について、協力連携の機運を高め、よりきめ細やかにワンヘルスの推進を図ります。

# 2 計画の指標(数値目標)

計画の点検・評価の指標として、以下の数値目標を設定します。

基本方針	指標名	2022 年度 (実績)	2027 年度 (目標)
健康と命を守る	特定健診受診率(%)	34.1	50
	特定保健指導実施率(%)	68.8	76
動物との共生	狂犬病ワクチン接種届出率(%)	50	70
	ペット同伴避難所数	1	3
食育·地産地消	生ごみ・食品廃棄物の資源化量(t/年)	1824	2364
	ワンヘルス宣言事業者の登録事業者数	18	200
環境保護	ごみの再生利用率(リサイクル率%)	39.6	43
	二酸化炭素排出量(tCO2/年)	3049	2789
みやま市の魅力向	ワンヘルス啓発施設	0	3
上		 	 
ワンヘルス実践の	ワンヘルスの認知度(%)	62.9	80
基盤づくり		1 1 1 1	1 1 1

# 【参考資料】

# 【参考資料2】

○福岡県ワンヘルス推進基本条例

令和三年一月五日 福岡県条例第一号

中東呼吸器症候群(MERS)、重症急性呼吸器症候群(SARS)、そして新型コロナウイルス感染症(COVID—19)等の人獣共通感染症は、人の感染症の中で約六割を占め、人がまだ免疫を保有せず、治療法が確立していないものも少なくない。また、新興感染症の多くは人獣共通感染症であり、時に爆発的に伝播し、大流行となって人に甚大な危害を及ぼしてきた。

こうした人獣共通感染症は、農耕や都市化による森林開発など、人による地球の生態系に影響を及ぼす行為が繰り返され、また、これが気候変動の一因になって生態系の崩壊が進み、その結果、人と野生動物の生存領域が変化し、近接したことから、動物の感染症に対する抵抗力を保有しない人にも伝播するようになったものとされている。

そこで、人獣共通感染症の防疫等を推進するため世界獣医師会が発した「ベルリン宣言」 (一九九三年)が端緒となり、世界保健機関(WHO)や国際獣疫事務局(OIE)等が公表した「動物と人及びこれを取り巻く環境が生態系の中で相互に連携しており、人の健康は生物多様性の中で維持できていることを踏まえ、感染症リスクの抑制を図る戦略的枠組みが必要である」とのワンヘルスに関する「マンハッタン原則」(二〇〇四年)を経て、二〇一二年には、世界獣医師会と世界医師会がワンヘルスの理念に基づき連携する旨の覚書が締結された。その後、ワンヘルスの取組は、世界に広がっている。

このような状況の中で、二〇一六年に本県の北九州市で開催された世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルス国際会議において、ワンヘルスの理念から実践に移行させる礎となる「福岡宣言」が採択され、公表されたところである。

今、世界で人獣共通感染症が多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の劣化が進む 中で、ワンヘルスの実践は喫緊の課題となっており、本県は、福岡宣言の地として、先頭に 立ってこれを進めることが求められている。

よって、ここに、ワンヘルスの実践の仕組みを構築し、県民及び県民が愛護する動物の 命と健康並びに環境の健全性を一体のものとして守り、その活動を次世代に継承していく ため、この条例を制定する。

### (趣旨)

第一条 この条例は、本県においてワンヘルスの理念に基づく行動又は活動を推進し、人 獣共通感染症対策をはじめとするワンヘルスの理念の実践に関する課題に取り組むた め、ワンヘルスの実践に係る基本理念、基本方針及びその基盤となる措置等に関し必要 な事項を定めるものとする。

### (定義)

- 第二条 この条例において「ワンヘルス」とは、人と動物の健康及び環境の健全性はひとつ のもの、すなわち「健康は一つ」であるとの概念又は理念をいう。
  - 2 この条例において「健康」とは、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。
  - 3 この条例において「人獣共通感染症」とは、人と人以外の動物の間で感染し、又は双方に寄生する病原体により伝染する人と動物に共通の疾病又は感染症をいう。

# (基本理念)

- 第三条 人と動物及びこれを取り巻く環境は、生態系の中で相互に関連し、影響し合う一体のものであることから、何人も、これらをワンヘルスとして守り、次世代につなげることを旨として行動するものとする。
  - 2 前項の基本理念にのっとり行動するに当たっては、何人に対しても、その健康状態に関する気持ち又は価値観を尊重し、自主的な取組を支援することを旨とするものとする。

### (県の役割)

- 第四条 県は、基本理念にのっとり、ワンヘルスの実践に関し、県において実施されるべき 施策の総合的な企画及び県の所掌事務に係る施策の実施並びに市町村の所掌事務に 係る施策との調整等を行うものとする。
  - 2 県は、県民のワンヘルスに関する理解を促進するため、県民及び事業者に対する啓発及び児童又は生徒に対する教育を推進するものとする。
  - 3 県は、ワンヘルスの理念の普及又は実践に取り組む住民の団体、ボランティア等を育成し、及び支援するものとする。

### (市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、第四条各項に定める県の取組に協力し、又は所 掌する事務に係るワンヘルスの実践に関する施策を推進することにより、県におけるワ ンヘルス推進の取組に積極的に参画するよう努めるものとする。

### (医師、獣医師及び医療関係団体の役割)

- 第六条 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、医療関係団体の活動等を通じてワンへルスの推進に関する情報交換を促進し、ワンヘルスに係る研究体制並びに医学教育及び獣医学教育の充実・強化に連携して取り組むなど、この条例に基づく県の施策及び取組に協力するよう努めるものとする。
  - 2 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、医療関係団体の活動等を通じて相互交流を促進し、ワンヘルスの推進における諸課題に協力して取り組むなど、ワンヘルスの実践に自主的に取り組むよう努めるものとする。

### (研究者、研究機関等の役割)

第七条 医学、獣医学、環境科学その他ワンヘルス推進における諸課題に関わる学術分野 の研究者、研究機関等は、基本理念にのっとり、又はこれに配慮して、その研究活動を進めるよう努めるとともに、ワンヘルス推進への寄与が期待される研究及び知見に関し、 県又は県が第十四条の規定により整備するワンヘルスの中核拠点等との連携及び情報 共有に協力するよう努めるものとする。

### (ワンヘルス関係団体の役割)

第八条 ワンヘルスに関連する活動を行う団体は、基本理念にのっとり、第四条各項の規定による県の取組及び第五条の規定による市町村の取組に協力し、又はその創意の下に先導的なワンヘルス推進活動に取り組むよう努めるものとする。

### (ワンヘルス実践の基本方針)

- 第九条 県、市町村その他第六条から第八条までに規定する者又は団体並びに県民及び 事業者がワンヘルスの実践に取り組むに当たっては、基本理念にのっとり、次の各項に 掲げる課題に関し、当該各項に規定する基本方針の下に行動し、又は活動するよう努め るものとする。
  - 2 人獣共通感染症対策は、人、動物及び環境の各分野における専門的かつ科学的な知見と根拠に基づき、感染源、感染経路及び宿主それぞれに関する対策を研究し、及び講ずること並びに人獣共通感染症に対する県民の理解を深め、適切な対応を可能とすること等により、人獣共通感染症から県民の生命と健康その他の人権を守ることを旨として推進するものとする。
  - 3 薬剤耐性菌対策は、抗菌性薬剤の過剰使用に起因して薬剤耐性菌が増加し、国境を 越えて人と動物の健康に対する重大な脅威となっている状況を踏まえ、薬剤の適正使 用等の取組について、世界保健機関(WHO)を中心とした国際的な連携及び協力の下 に推進するものとする。

- 4 環境保護は、過剰な森林の伐採や化石燃料の大量消費等の人間活動が一因となった気候変動及び都市化の進展等により、生態系が劣化し、森林の中で生息していたウイルス等の微生物と人間が遭遇する契機となったとされていることから、調和のとれた自然環境の保全と生物の棲み分けの維持が人と動物の健康の維持及び生活環境の保全に不可欠であることを踏まえて推進するものとする。
- 5 人と動物の共生社会づくりは、次の各号に掲げる観点を踏まえて推進するものとする。
- 一 現代社会において、愛玩動物が家族の一員となり、人の心の健康づくりや生活の質の向上に貢献していることから、医療、福祉、教育等、様々な分野で愛玩動物を広く活用するとともに、虐待や不適切な飼育と健康管理による愛玩動物への危害及び周辺の生活環境への被害を防止することにより人と愛玩動物の関係をより良く保つこと。
- 二 災害発生時等、人と愛玩動物の救助が必要な事態に備え、救助犬を活用した人の 救助活動や愛玩動物の避難及び救護等を迅速に実施できる体制を整備するべきこ と。
- 三 人と野生動物については、野生動物の生態や行動を理解し、適正に棲み分けることにより、共存を図る必要があること。
- 6 健康づくりは、人及び動物が皆、身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生きることができる生活環境の整備を促進し、誰もがスポーツを様々な形で楽しんだり、調和のとれた自然環境と多様な動植物との関係の中で主体的に生きることができるよう支援すること等を旨として推進するものとする。
- 7 環境と人と動物のより良い関係づくりは、人の健康は、健全な環境の下で生産された健康な家畜その他の安全な農林水産物等を食することで維持されること及び次の 観点等を踏まえて推進するものとする。
- 一 人の健康に有益な働きをする細菌の活用
- 二 生産者と消費者の結び付きを深め、食の重要性や農林水産業の役割及び意義に対する理解の促進に寄与する地産地消(その地域で生産されたものをその地域で消費し、又は利用することをいう。)の推進
- 三 消費者が「食」に対する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができるようにする「食育」の推進
- 四 生産及び消費における環境への負荷の低減

### (県民及び事業者の理解の促進)

第十条 ワンヘルスに関する県民及び事業者の理解を深め、基本理念にのっとった行動及 び活動を促進するため、知事は、広く県民及び事業者に対する啓発活動を反復し、将来 にわたり継続するものとする。

- 2 知事は、教育委員会及び私立学校等の関係者と連携して、野外活動等の体験活動を導入し、実践事例の成果等に基づき、ワンヘルスについて考え、理解する力を養うことを目的として作成された教育教材による授業を行う等、児童又は生徒の心身の発達段階に応じた方法によるワンヘルス教育の実施を促進するものとする。
- 3 前二項の規定による啓発又は教育を行うに当たっては、知事は、基本方針に従った 行動及び活動や環境の実例を学び、又は体験することができるモデル地区を整備する ことにより、教育委員会は、指定した学校において、児童又は生徒に対しワンヘルスに 関するモデル的な教育を第六条及び第八条に規定する団体等との連携の下に実施す る等により、県民等の理解の促進を図るものとする。

### (県行動計画の策定)

第十一条 知事は、第九条の基本方針を具体化し、及び基本方針に基づき実施する県の施策又は取組に係る行動計画(以下「県行動計画」という。)を定め、公表するものとする。

# (実施状況の公表)

第十二条 知事は、毎年度、県行動計画に基づき県が実施した施策等の状況を公表するものとする。

### (推進体制の整備)

第十三条 知事は、ワンヘルスの実践が幅広い分野に及び、県の組織が一体となって県行動計画を策定し、執行することが必要であることを踏まえ、ワンヘルスに関し県の各部局が分掌する事務を横断的に統括し、処理することができる体制の整備に努めるものとする。

# (ワンヘルス中核拠点の形成等)

- 第十四条 知事は、県行動計画に定めるところにより、基本方針に従いワンヘルスを実践する広域的かつ中核的な拠点として、人と全ての動物の健康及び環境の保全に関する 事務を分担処理し、並びにこれらに関する試験検査、分析測定、調査研究等を行う組織 体制の整備を推進するものとする。
  - 2 知事は、前項の規定により整備する拠点において、医療関係団体、研究機関及び第八条のワンヘルス関係団体との連携の下に、前項に掲げる事務又は試験検査等に従事する人材を育成するものとする。
  - 3 知事は、第一項の規定により整備する組織体制と県の各部局及び出先機関がワンへ ルスの実践に向けて連携するとともに、事業者、第七条の研究機関等とも連携し、総合 的かつ創造的なワンヘルスに関する取組が促進されるよう努めるものとする。

### (ワンヘルス推進に係る協議・検討の場)

第十五条 知事は、この条例に基づき本県のワンヘルス実践の取組を円滑に推進するため、 別に定めるところにより、県、国の関係機関、市町村、第六条及び第七条に規定する者 等による継続的な協議・検討の場を設けるものとする。

### (ワンヘルス推進事業者の登録等)

第十六条 知事は、本条例の趣旨に賛同してワンヘルスの推進に取り組む旨を宣言した事業者を登録し、登録事業者に対し、ワンヘルスに関する県の施策、関係者及び他の事業者の取組等の情報を提供するなど、事業者のワンヘルス実践の取組及び事業活動への活用等を促進するものとする。

# (ワンヘルス実践団体等の支援)

第十七条 県は、ワンヘルスの実践に関する活動を行う団体等のうち、県及び市町村との 適切な役割分担の下に県行動計画の実施に参画できると認められる団体等の活動に対 し、必要な支援を行うことができるものとする。

### (ワンヘルスに係る危機対応力の強化)

第十八条 知事は、第十三条及び第十四条の規定により体制を整備するに当たっては、県の内部における、又は外部との短期的な人事交流、外部の専門的知見を有する者の積極的活用、業務委託等の柔軟かつ多様な人事管理手法を併用する等、人獣共通感染症その他のワンヘルスに対する危機への組織的な対応力を強化するよう努めるものとする。

### (人獣共通感染症対策等の拠点の形成)

- 第十九条 知事は、第九条第二項の規定の趣旨を踏まえ、人獣共通感染症に対する広域的かつ総合的な対応力を高めるため、国、県及び民間の人獣共通感染症に関する予防、防疫、情報発信、調査研究等に関する機能並びにこれらの取組を担う人材の育成に関する機能等を集積させることにより、アジア各国及び九州各県の自治体、医療機関、大学及び研究機関等と広域的に連携して人獣共通感染症対策等を総合的に先導する拠点を形成するよう努めるものとする。
  - 2 知事は、前項の拠点を形成するに当たっては、その検討の段階から、誘致又は設置する防疫関係施設等及びその運用、研究等に関する情報を、広く地域住民その他の関係者に提供し、並びに説明、意見交換等を行うことにより、その理解を促進するよう努めるものとする。

# 附 則

# (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の見直し)

- 2 この条例は、その運用状況、ワンヘルスに関する自然及び社会の状況、我が国及び世界におけるワンヘルスへの取組状況等を勘案し、適宜、適切な見直しを行うものとする。 (検討)
- 3 第九条第二項の人獣共通感染症対策については、この条例の趣旨にのっとり、我が国における人獣共通感染症の発生状況及び必要となる対策等を検討し、その結果に基づいて、条例の制定を含め所要の措置を講ずるものとする。

# 【参考資料3】

# みやま市ワンヘルス実践促進ビジョン(仮称)策定委員会委員一覧

# (順不同·敬称略)

NO.	団体	氏名	備考
1	元長崎大学 准教授	中村 修	会長
2	福岡県 保健医療介護部 ワンヘルス総合推進室	藤木 重尚	
3	(一社)みやま市観光協会	徳永 勉	
4	みやま市商工会	武藤 勝博	
5	(福)みやま市社会福祉協議会	藤岡 勝司	
6	(一社)大牟田医師会	西山 努	副会長
7	(一社)柳川山門医師会	大鶴 力津康 菊池 陽介	2 名体制
8	(一社)柳川山門歯科医師会	庄山 昭彦	
9	(公社)福岡県獣医師会	和田 敏憲	
10	(一社)柳川山門薬剤師会	倉成 祥平	
11	みやまスマートエネルギー(株)	高口 健	
12	南筑後農業協同組合	坂口 浩二	
13	高田漁業協同組合	坂井 剛修	
14	みやま市小学校校長会	田中 庸二	
15	みやま市中学校校長会	樋口 貴文	
16	福岡県立山門高等学校	大久保 佳史	

# 【参考資料4】

# みやま市ワンヘルス実践促進ビジョン(仮称)策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 ワンヘルス実践促進ビジョン(仮称)の策定に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、ワンヘルス実践促進ビジョン(仮称)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ワンヘルス実践促進ビジョン(仮称)の策定に関すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか、必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内事業者又は市内団体等に属する者
- (2) 福岡県の職員
- (3) 学識経験者その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日とする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意

見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画振興課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

# 附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する

# 【参考資料5】

# ワンヘルス推進官言

新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症は、森林開発による自然破壊などにより、地球の生態系の崩壊が進み、人と野生動物の生存領域が近接したことで、動物の感染症に対する抵抗力を保有しない人間に伝播するようになったものとされている。

人獣共通感染症を予防するために、人と動物の健康及び環境の健全性は、密接に関連し合う一体のものとし、「健康は一つ」として守り継承していくワンへルスの理念が世界中で広がりを見せている。

福岡県では、全国に先駆けて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、 その中で、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための6つの課題 への取り組みの基本方針や行動計画の策定などが明記されている。

今、人獣共通感染症が世界で多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の 劣化が進む中、ワンヘルスの実践は喫緊の課題である。

本市は、人と動物の健康及び環境の健全性を守り、次世代に継承していくため、下記の事項に取り組み、ワンヘルスを推進することをここに宣言する。

記

- 1. ワンヘルス実践(人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための6つの課題への取り組み)の基本方針を具体化する県行動計画に連携協力するとともに、ワンヘルス実践施策を積極的に推進する。
- 2. 市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し 必要な支援を行う。

令和3年9月7日み やま市

# 【参考資料6】

### 用語解説

# 【あ行】

# ■アニマルウェルフェア(動物の福祉)

国際獣疫事務局(WOAH)において、「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう」と定義されている概念のこと。

### ■アニマルセラピー

動物と触れ合うことで精神的・身体的に機能を向上させることにより、生活の質を向上させる療法のこと。

### ■インフルエンサー

世間や人の思考・行動に大きな影響(インフルエンス)を与える人物のこと。

### ■液肥(ルフラン)

バイオマスセンタールフランで生産される液肥「みのるん」のこと。完熟堆肥のような有機質で、即効性の肥料成分を含む。

### SNS

Social Networking Service(Site)の略であり、個人間の交流を支援するサービス(サイト)で、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。

# 【か行】

# ■菌活

発酵食品やきのこなどの菌類を摂り入れることにより、腸内環境のバランスを 整えること。

### 【さ行】

## ■再生可能エネルギー

太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然の中で繰り返し起こる現象から抽出でき、一度利用しても比較的短期間に再生が可能な、資源が枯渇しないエネルギー資源のこと。

# ■さくらねこ TNR 事業

公益財団法人どうぶつ基金が、実施している動物愛護事業のひとつ。飼い主のいない猫に対して「さくらねこ TNR(Trap/捕獲し, Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのように V 字カットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、「飼い主のいない猫」に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動のこと。

# ■ジビエ

食材となる野生鳥獣肉のこと。

# ■人獣共通感染症

世界保健機構(WHO)において、「人と人以外の脊椎動物の間で自然に移行する病気又は感染」と定義されているもの。

主な感染症として、サルモネラ症、ペスト、皮膚糸状菌症、つつが虫病、オウム病、 狂犬病、日本脳炎、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、高病原性鳥インフルエンザ、マラリア、エキノコックス症などがある。

同義語:「Zoonosis:ズーノーシス」、「動物由来感染症」など

### ■シンポジウム

研究発表会や討論会などを指す。

### ■ゼロカーボンマイスター・ゼロカーボン Jr マイスター

「みやま市地球温暖化対策実行計画」に基づき、ごみ分別や再工ネ導入の仕組みなどを学び、取り組みの輪を広める市民又は児童生徒のこと。

### 【た行】

■食べ残しをなくそう30・10(さんまる・いちまる)運動

福岡県が実施する、食べ残しを減らすために、懇談会や懇親会時に乾杯後30分と終了前10分を離席せずに食事することを呼びかける取組のこと。

# ■腸活

腸内の環境を整えて、腸が持つ本来の力を取り戻すこと。

# ■デジタル地域通貨

特定の地域内で利用できる電子通貨のこと。

# ■同伴避難所(ペットとの)

ペットと一緒に過ごせる避難所のこと。「同伴避難」においても、同室で過ごせるかは避難所によって異なる。

# ■特定健康診査

40 歳~74 歳の医療保険加入者を対象として行う生活習慣予防のためのメタボリックシンドロームに着目した健康診査のこと。特定健診。

### ■特定保健指導

特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症リスクが高く、生活改善により生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して行う保健指導のこと。

# 【な行】

# 【は行】

# ■ 発酵食品

食材を微生物などの作用で発酵させることによって加工した食品のこと。

### パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。感染拡大予防のため、社会・経済活動の大部分が抑制され、生活に大きな影響を及ぼすこともある。

### ■ビジョンマップ

みやま市におけるワンヘルス推進の将来展望を可視化したもの。

# ■フィールドワーク

野外など現地での実態に即した調査・研究活動のこと。

# ■フォーラム

公開討論会などを指す。

# ■ふくおかエコ農産物認証制度

福岡県が実施する、化学合成農薬の散布回数(成分回数)と化学肥料(窒素成分) の使用量をともに県基準の半分以下で生産する栽培計画を認証する制度のこと。 この制度に基づき生産された農産物(認証農産物)には、認証マークを表示する ことができ、消費者は農産物の情報を知ることで、安全・安心で環境にやさしい農 産物を購入することができる。

■福岡県食品口ス削減県民運動協力店(愛称:食べもの余らせん隊) 福岡県が実施する、食品口スを減らすため、「福岡県食品口ス削減県民運動」の 一環として、食品口ス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店、食品メーカー等を「食べもの余らせん隊」として登録し、県民に広く知らせる取組のこと。

### ■福岡県ワンヘルス認証制度

福岡県が実施する、ワンヘルスの理念に沿って生産される農林水産物等を認証する全国初の制度のこと。認証を受けると、商品に「認証ロゴマーク」を付けることができ、農林水産業におけるワンヘルスの取組を県民に広く周知するとともに、認証ロゴマークの付いた県産農林水産物を選んでもらい「地産地消」につなげるもの。

# ■ブラジルチドメグサやホテイアオイ

特定外来生物に指定されている植物。水面を覆いつくし、水中の光や酸素が不足する等、水生生物への影響が大きい。

### 【ま行】

## ■マイクロチップ(動物愛護法)

直径約2mm・長さ約8~12mm の円筒形のガラスのカプセルで包まれた小さな電子標識器具で、犬や猫など動物の「個体識別」をするためのもの。

### ■マスタープラン

みやま市都市計画マスタープランを指し、みやま市の都市づくりの指針として、 目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取り組みの方向性等を整理したも の。

### ■メタバース

コンピューターやコンピュータネットワークの中に構築された、現実世界とは異なる3次元の仮想空間やそのサービスのこと。

# 【や行】

### ■薬剤耐性菌

抗微生物剤に対し抵抗性を獲得した細菌のこと。

# 【ら行】

### ■6 次産業

農業者(1次産業)が、農畜産物の生産だけでなく、製造・加工(2次産業)やサービス業・販売(3次産業)にも取り組むことで、生産物の価値をさらに高め、農業所得の向上を目指す取組のこと。

「6次産業」という言葉の6は、1次産業の1×2次産業の2×3次産業の3のかけ算の6を意味している。

# 【わ行】

# ■One ヘルスクラブ

令和 5 年度に福岡県立山門高等学校にて創設され、生徒達によるウナギの生育 調査や竹林伐採などの山の保全活動などに積極的に取り組んでいる。

### ■ワンヘルス推進宣言事業者

福岡県が実施する、県内におけるワンヘルスの取組を広げることを目的として、 ワンヘルスの考え方に基づいた活動を行う旨を宣言した県内事業者等を登録する 制度のこと。

# ■ワンヘルス体感スポット

市内でワンヘルスを体感できる施設や場所、事業所などを指す。

### ■ワンヘルスツーリズム

ワンヘルスを体感できる様々な観光事業のこと。